

## 事業所ごみの Q & A

### Q 1 事業系ごみって何？

家庭ごみ以外はすべて事業系ごみです。商店、工場、事務所、会社、学校、飲食店など事業活動にともなって生じたごみのことです。店舗付住宅の個人商店も家庭のごみとお店のごみはきちんと分けることとなります。お店のごみは、事業系です。

### Q 2 どうして事業所のごみを町は収集しなくなったの？

廃棄物の処理及び清掃に関する法律で「事業者は、その事業活動にともなって生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」とされています。

ごみの減量化・資源化を促進するため、これからは、ごみを出した人の責任で処理をしてもらうことになりました。

### Q 3 これから事業所のごみはどうしたらいいの？

自らごみ焼却場に運んでいただくか、町の一般廃棄物収集運搬許可業者と契約する方法もございます。

### Q 4 契約料金って決まっているの？

収集量や収集回数、事業所の場所など条件によって変わってきます。詳しくは、許可業者とご相談下さい。

### Q 5 家庭ごみのステーションに出せなくなるけどどこに出せばいいの？

許可業者と契約され、それぞれ事業所ごとに、ごみを出す場所を決めていただくこととなります。

### Q 6 直接ごみ焼却場へ搬入した場合の料金はどのようになるの？

原則、指定袋以外の袋では、搬入できません。指定袋で搬入した場合は、処理手数料は不要です。

袋に入らないもの、持ち帰りできる容器等で搬入した場合などは、10kg当たり150円となります。

### Q 7 家庭ごみのステーションに黙っておいたらどうなるの？

廃棄物処理法では、不法投棄になってしまいます。

「5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金」

### Q 8 事業所ごみを自分で焼いてもいいの？

庭や路上でドラム缶などを使用し、焼却することは法律で禁止されています。焼却するためには法に基づいた焼却施設でのみ可能となりますので、ご注意ください。